

令和5年度事業計画

最重要事業

当協会の事業目的を変更し、権利者調査業務、斡旋・照会業務を明確化するため、定款変更検討委員会を設置し、令和6年度の議案上程を目指します。

理由

司法書士法68条では、公共の利益となる事業を行う者による不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、公共嘱託登記司法書士協会（以下「協会」という。）の設立が認められています。

そして、司法書士法69条では、協会の業務として不動産の権利に関する登記につき、司法書士法3条第1項第1号から第5号までの事務、即ち登記手続の代理、法務局提出書類の作成、審査請求の代理、裁判所、検察庁提出書類の作成、筆界特定の手続、相談業務を行い得ると規定していますが、あくまでも不動産の権利に関する登記を前提とするものに限定されています。

公嘱協会が嘱託登記を前提としない権利者調査業務を受託できるかは、これまで、法務省民事局より口頭で可能である旨の回答が出されており、平成29年5月には、地方自治体からの委託による相続人調査等について、1号様式による職務上請求の使用が可能とされるに至りました。しかし、法文上は権利者調査業務を単独で行えるとは読めず、官公署からの空き家、所有者不明土地に関する権利者調査の受託障害事由となる可能性があります。

また、市区町村長による不在者財産管理人、相続財産管理人の申立にあたっては、「空家等に係る不在者財産管理人・相続財産管理人選任申立書作成等業務受託団」を組織し対応している司法書士会もあるところ、これまで官公署との信頼関係を築いてきた当協会が申立書類の作成を受託できれば責任の所在も明確となり、一元管理も可能となることから適切、迅速な対応が期待できます。

現在、日司連、全司協、日司政連において協会の業務に関する法改正を検討していますが、現行法の範囲内でも当協会の事業を明確化し、官公署からの受託推進に繋げていきたいと思っております。

重要事業

1 長期相続登記等未了土地解消作業への対応

平成30年度より始まった長期相続登記等未了土地解消作業については、平成30年度に横浜地方法務局、宇都宮地方法務局、令和元年度に横浜地方法務局を受託、令和2年度から令和4年度は盛岡地方法務局を落札し、現在作業に従事しているところです。

今年度も、引き続き各（地方）法務局において、解消作業が実施される予定ですが、調査対象者が200名と予想されることから引き続き盛岡地方法務局を落札するのはもちろん、複数の（地方）法務局への入札も行うなど、400名程度の調査受託を目指します。特に地元横浜地方法務局の入札は、4年ぶりの落札を目指し、入札価格の十分な検討を行い、落札を目指します。

そして、これまでどおり入札価格の上昇を目指して、全司協、神奈川県司法書士政治連盟と協働していくのはもちろん、他士業の参入が増加傾向にあることから、入札資格要件の厳格化を求めています。

2 権利者調査業務の受託推進

昨今の所有者不明土地問題、空き家問題に関連して、横浜市等から権利者調査業務の受託が増えてきています。そこで、県下の市区町村へも当協会が権利者調査業務を行い、業績を上げていることを広報し、受託を推進します。

3 斡旋・紹介業務の確立

昨今の官公署の用地取得等において、不在者財産管理人制度、相続財産管理人制度を活用する事例が増えています。5年前に成立した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」では、市区町村長にこれら財産管理人の選任申立権限が付与されました。

また、所有者不明土地（建物）管理人、管理不全土地（建物）管理人制度が本年4月1日より施行されました。

当協会としては、官公署の負託に応えるべく、これら各財産管理人や成年後見人、そして土地・建物管理人等の選任・管理命令申立書の作成、財産管理人、成年後見人、土地・建物管理人の就任要請に対して、神奈川県司法書士会、成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部の協力を得ながら実務に精通した司法書士の斡

旋・紹介業務を推進していきます。

4 研修の強化

民法・不動産登記法の改正により「相続登記、登記名義人の表示変更登記の義務化」、「担保権等の抹消登記の簡略化」、「所有者不明土地（建物）管理制度」、「相続土地国庫帰属制度の創設」が規律され、本年4月1日より順次施行される運びとなりました。司法書士業務に直接影響する法改正が立て続けに施行されることから我々は、登記・相続手続の専門家としての使命に基づき、新法に関する知見を深めていく必要があります。

また、施行間もない制度については、実務運用が手探りとなりますので、経験者からの報告等生きた情報の収集が不可欠です。

したがって、研修会、事例発表会を随時開催し、社員のみならず、司法書士全体の資質向上を図り、当協会の存在感を強化していきます。

5 官公署向け広報の強化

当協会は、官公署を対象とした電話・出張相談を行っていますが、本年4月より、所有者不明土地（建物）管理制度、担保権等の抹消登記の簡略化が施行されることから、官公署に対して法改正の内容、実務運用を告知するなど、広報の強化に取り組んでいきます。

具体的な活動方針

（1）新規案件の受託体制の確立

- ① 長期相続登記等未了土地解消作業の精査、受託体制の確立
- ② 地方自治体が抱える空家問題、所有者不明土地問題に関する権利者調査の受託推進
- ③ 裁判書類作成業務、財産管理業務における斡旋・紹介事業の推進

（2）継続事業案件の適正、迅速な処理

- ① 狭あい道路、未登記道路の嘱託登記の受託
- ② 都市再開発、区画整理に伴う嘱託登記の受託
- ③ 独立行政法人等の組織再編に伴う承継嘱託登記の受託
- ④ 県市町村の買収に伴う嘱託登記の受託

(3) 研究・研修活動

- ① 定期的な研修会、事例発表会の開催（特に新法への対応）
- ② 未登記問題研究会への委員派遣
- ③ 権利登記実務研究会への入会促進

(4) 相談活動

- ① 県市町村担当職員向け随時電話・出張相談の実施
- ② 県市町村担当職員向け公開講座の開催
- ③ 県市町村担当職員向け啓発及び情報提供
- ④ 相談活動PRのための活動
- ⑤ 県市町村担当職員向け研修会への講師派遣

(5) 本部組織の充実

- ① 権利者調査における管理体制の見直し
- ② 特殊事例、新法施行に伴う事例の研究
- ③ 財務の健全化

(6) 関連友好団体との連携と協働

- ① (公社) 神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- ② 全国公共嘱託登記司法書士協会協議会
- ③ 神奈川県司法書士会
- ④ 神奈川県司法書士政治連盟
- ⑤ 神奈川県司法書士協同組合
- ⑥ (公社) 成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部
- ⑦ 神奈川青年司法書士協議会
- ⑧ その他団体

最後に、新型コロナウイルスの猛威もようやく陰りが見え、徐々に経済活動が復調してきています。しかし、司法書士業界を取り巻く環境は、受託事件数の減少、独立開業者の減少、同職者の経済格差の拡大など危機的な状況にあります。長期相続登記等未了土地解消作業も土地家屋調査士協会・土地家屋調査士法人の落札が増えるなど、他士業との競合はこれまで以上に激化するでしょう。

しかし、所有者不明土地・空き家問題がクローズアップされ、我々司法書士への期待が高まってきたのも事実です。権利者調査、解決法の選択、登記の嘱託と包括的な事務処理が今後増大していくことでしょう。当協会の設立当時のような大量案件、迅速処理のための団体ではなく、財産管理事務、裁判・登記手続のスペシャリスト集団として、

協会の存在意義が変貌しようとしています。いわば公嘱新時代への突入と言っても過言ではありません。

公嘱協会は、業務を通じて地域に貢献し、司法書士会会員の経済基盤を守っていく大きな責務があります。これまで以上の情報提供、執務向上を行い、受託事件を拡大することにより、社員の皆様の誇りを守り、経済基盤の向上に繋げてまいります。より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。